

金沢版週休2日工事 実施要領

1. 主旨

建設業における労働環境の改善に向け、工事現場において週休2日の工事「金沢版週休2日工事」を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 週休2日の定義

2-1 週休2日工事

ア) 週単位

工期内の対象期間において、全ての週で原則土日に現場閉所されている場合をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議したうえで、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、作業の開始日を作業日とみなし、現場閉所を行つていれば現場閉所日とする。

イ) 月単位

工期内の対象期間において、全ての月で月単位の週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保すること。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

月単位の4週8休相当とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ウ) 通期

工期内の対象期間において、通期の週休2日（4週8休相当）の現場閉所を確保すること。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

通期の4週8休相当とは、現場着手日から現場完了日の内、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2-2 週休2日工事（交替制）

ア) 週単位

工期内の対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交代しながら1週間に2日間以上の休日を確保することとする。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

週単位の週休2日とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者のすべての週で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日／7日）以上の水準の状態をいう。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、週休2日とみなす。

なお、休日率の算出に当たり、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の者は対象外とする。

イ) 月単位

工期内の対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら月単位の週休2日（4週8休相当）の休日を確保することとする。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

月単位の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

ウ) 通期

工期内の対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら通期の週休2日（4週8休相当）の休日を確保することとする。ただし、合冊工事の場合は、対象工事すべてを1工事とみなすものとする。

通期の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

3. 対象工事

対象工事は、次のとおりとし、特記仕様書もしくは施工条件明示書に明示する。

- ・災害復旧工事（緊急復旧）を除く全ての工事を原則、週休2日工事とする。
- ・災害復旧工事（本格復旧）や施工期間が限定され、週休2日の現場閉所が困難な工事については、週休2日工事（交替制）とすることができる。（営繕工事、機械設備工事は除く）

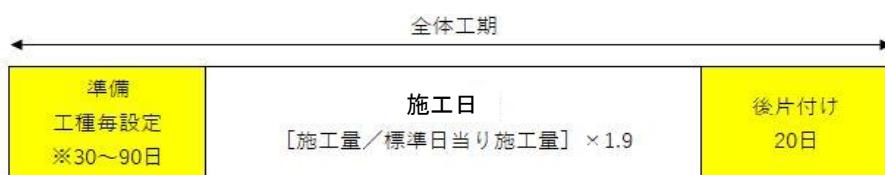
4. 取り組み内容

4-1-1 工期設定（週休2日工事）

原則として（1）により設定することとするが、これによりがたい場合は（2）によることができるものとする。

（1）標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定（工期設定支援システム）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不稼働率（国の年間作業不稼働率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事（公共建築工事積算基準で積算した工事をいう。）は除く）



準備日数	後片付け日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持、公園、下水道
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		P C 橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

（2）過去の実績等による設定

過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとする。

4-1-2 工期設定（週休2日工事（交替制））

週休2日の現場閉所が困難な工事については、工事の特殊性、出水期及び過去の実績（工事日数）等を考慮して工期を設定することとする。

4-2 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置することとする。

4-3-1 工程管理（週休2日工事）

(1) 現場着手前

受注者は、現場着手前に休日取得〔計画〕表（様式1）に記入し、監督員に提出・共有することとする。

(2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表（様式1）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

(3) 現場完了時

受注者は、工期最終日までに、休日取得〔実績〕表（様式1）を作成し、監督員に提出することとする。

4-3-2 工程管理（週休2日工事（交替制））

(1) 現場着手前

受注者は、現場着手前に休日取得〔計画〕表（様式3）を作成し、監督員に提出・共有することとする。

(2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は休日取得〔計画〕表（様式3）を修正し、監督員に提出・共有することとする。

(3) 現場完了時

受注者は、工期最終日までに休日取得〔実績〕表（様式3）を作成し、監督員に提出することとする。

5. 週休2日の対象期間

現場着手日から現場完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間の他、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

ア) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業（現地測量や現場事務所の設置及び資機材の搬入等の現場での準備作業に着手した日）に着手した日

イ) 現場完了日

工事施工範囲内ですべての作業（後片付けを含む）が完了した日

ウ) 現場閉所

工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡回等は現場閉所とする。
(出来形計測等は不可)

6. 週休2日の確認方法

6-1 週休2日工事

発注者は、4-3-1の休日取得〔実績〕表（様式1）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこと。

- ・対象期間（現場着手日～現場完了日）
- ・週休2日（週単位または月単位、通期）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

6-2 週休2日工事（交替制）

発注者は、4-3-2の休日取得〔実績〕表（様式3）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこと。

- ・対象期間（現場着手日～現場完了日）
- ・週休2日（週単位または月単位、通期）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

7. 費用

7-1 週休2日工事

- ・当初設計から週単位の週休2日を達成した場合の補正係数（週休2日工事）を各経費に乘じた積算を行う。ただし、農林工事は、当初設計から月単位の週休2日を達成した場合の補正係数（週休2日工事）を各経費に乘じた積算を行う。
- ・工事完了時に週休2日の達成状況を確認した上で「金沢版週休2日工事実施要領細則」に示す補正係数に変更するものとする。

7-2 週休2日工事（交替制）

- ・当初設計から週単位の週休2日を達成した場合の補正係数（週休2日工事（交替制））を各経費に乘じた積算を行う。ただし、農林工事は、当初設計から月単位の週休2日を達成した場合の補正係数（週休2日工事（交替制））を各経費に乘じた積算を行う。
- ・工事完了時に週休2日の達成状況を確認した上で「金沢版週休2日工事実施要領細則」に示す補正係数に変更するものとする。

8. 評定

週単位、月単位または通期の週休2日の達成が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2. 5点の加点を行う。

週休2日工事において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、週休2日の実施について虚偽報告を行った場合は、法令順守等（第二次評定）における「その他」において、7. 5点を減ずる措置を行うものとする。

9. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年6月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年8月1日から適用する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和7年10月1日から適用する。

■工事看板参考図（別図1）



- ・工事看板に「この工事は、週休2日に取り組んでいます」と記載する。